建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第77条の30第１項の規定による監督命令をしたので、同条第２項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和７年10月20日　国土交通大臣　中野　洋昌

1　監督命令をした年月日　令和７年９月30日

2　監督命令を受けた指定確認検査機関の名称及び事務所の所在地並びに代表者の氏名　一般財団法人静岡県建築住宅まちづくりセンター　本所　静岡県静岡市駿河区南町十四番一号　中部事務所　静岡県静岡市駿河区南町十四番一号　西部事務所　静岡県浜松市中央区元城町二百十六番地の四　西部事務所袋井支所　静岡県袋井市高尾町五番地二十二　東部事務所　静岡県沼津市岡一色八百十六番地の一　東部事務所富士支所　静岡県富士市瓜島町百九番地三　甲府事務所　山梨県中巨摩郡昭和町清水新居千三百四十九番地六　理事長　柳　　敏幸

3　監督命令の内容　確認検査の業務において著しく不適当な行為がなされたことに鑑み、当該行為が発生した原因を分析した上で、同様の確認審査を再発させないよう、審査マニュアルの改善、審査体制の整備等の具体的な改善措置を含む業務改善計画書を令和７年10月21日までに提出すること。

また、当該計画の提出の日から一年間、当該計画を確実に実施するため、その実施状況について同機関内に設置された監視委員会等の審議を経た上で、四半期ごとに国土交通大臣に報告すること。

4　監督命令の原因となった事実　建築物１件の確認審査において、その業務に従事する確認検査員が過失により法第43条第１項の規定に適合しないことを見過ごし、指定確認検査機関として確認済証を交付した。

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第77条の30第１項の規定による監督命令をしたので、同条第２項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和７年10月20日　国土交通大臣　中野　洋昌

1　監督命令をした年月日　令和７年９月30日

2　監督命令を受けた指定確認検査機関の名称及び事務所の所在地並びに代表者の氏名　ビューローベリタスジャパン株式会社　仙台事務所　宮城県仙台市青葉区中央一丁目二番三号　東京新宿事務所　東京都新宿区西新宿一丁目六番一号　東京御茶ノ水事務所　東京都千代田区神田駿河台四丁目三番地　立川事務所　東京都立川市曙町二丁目十三番三号　横浜事務所　神奈川県横浜市西区高島二丁目十九番十二号　名古屋事務所　愛知県名古屋市中区栄四丁目一番八号　大阪事務所　大阪府大阪市中央区南本町四丁目二番二十一号　福岡事務所　福岡県福岡市中央区天神一丁目一番一号　神戸三ノ宮事務所　兵庫県神戸市中央区三宮町一丁目一番一号　札幌アイアンドアイ事務所　北海道札幌市中央区北二条西一丁目一番地　広島事務所　広島県広島市中区胡町四番二十一号　名古屋駅前事務所　愛知県名古屋市中村区名駅四丁目六番十七号　代表取締役　外崎　達人

3　監督命令の内容　確認検査の業務において著しく不適当な行為がなされたことに鑑み、当該行為が発生した原因を分析した上で、同様の確認審査を再発させないよう、審査マニュアルの改善、審査体制の整備等の具体的な改善措置を含む業務改善計画書を令和７年10月21日までに提出すること。

また、当該計画の提出の日から一年間、当該計画を確実に実施するため、その実施状況について同機関内に設置された監視委員会等の審議を経た上で、四半期ごとに国土交通大臣に報告すること。

4　監督命令の原因となった事実　建築物１件の確認審査において、その業務に従事する確認検査員が過失により法第36条に基づく建築基準法法施行令（昭和25年政令第338号）第112条第19項第二号の規定に適合しないことを見過ごし、指定確認検査機関として確認済証を交付した。

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第77条の30第１項の規定による監督命令をしたので、同条第２項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和７年10月20日　国土交通大臣　中野　洋昌

1　監督命令をした年月日　令和７年９月30日

2　監督命令を受けた指定確認検査機関の名称及び事務所の所在地並びに代表者の氏名　株式会社国際確認検査センター　本社　東京都中央区京橋二丁目八番七号　大阪支店　大阪府大阪市中央区本町四丁目四番二十五号　九州支店　長崎県長崎市元船町十四番十号　代表取締役　大島　圭美

3　監督命令の内容　確認検査の業務において著しく不適当な行為がなされたことに鑑み、当該行為が発生した原因を分析した上で、同様の確認審査を再発させないよう、審査マニュアルの改善、審査体制の整備等の具体的な改善措置を含む業務改善計画書を令和７年10月21日までに提出すること。

また、当該計画の提出の日から一年間、当該計画を確実に実施するため、その実施状況について同機関内に設置された監視委員会等の審議を経た上で、四半期ごとに国土交通大臣に報告すること。

4　監督命令の原因となった事実　建築物１件の確認審査において、その業務に従事する確認検査員が過失により都市計画法（昭和43年法律第100号）第53条第１項の規定に適合しないことを見過ごし、指定確認検査機関として確認済証を交付した。また、建築物１件の確認審査において、その業務に従事する確認検査員が過失により法第43条第３項に基づく長崎県建築基準条例（昭和46年７月16日長崎県条例第57号）第22条の規定に適合しないことを見過ごし、指定確認検査機関として確認済証を交付した。

## 告　　示

### 日本産業規格

令和７年10月20日に下記の日本産業規格を確認したので、産業標準化法（昭和24年法律第185号）第19条の規定に基づき公示する。

令和７年10月20日　経済産業大臣　武藤　容治

記

確認された日本産業規格

（日本産業標準調査会審議）

| | |
|---|---|
| 住宅用配管ユニットのモデュール呼び寸法 | A0015 |
| 収納間仕切ユニット内機器収納空間のモデュラーコーディネーション | A0016 |
| 建築用被膜状材料の下地不連続部における耐疲労性試験方法 | A1436 |
| 建築用ボード類のホルムアルデヒド放散量の試験方法―デシケーター法 | A1460 |
| 建材製品中のアスベスト含有率測定方法―第１部：市販バルク材からの試料採取及び定性的判定方法 | A1481―1 |
| 建材製品中のアスベスト含有率測定方法―第２部：試料採取及びアスベスト含有の有無を判定するための定性分析方法 | A1481―2 |
| 建材製品中のアスベスト含有率測定方法―第４部：質量法及び顕微鏡法によるアスベストの定量分析方法 | A1481―4 |
| 出窓及び天窓の断熱性試験方法 | A1492 |
| 窓及びドアの熱性能―ソーラシミュレータを用いた日射熱取得率の測定 | A1493 |
| 建築窓ガラス用フィルムの再帰性日射反射性能の測定方法 | A1494 |
| 建築金物―錠―第１部：試験方法 | A1541―1 |
| 建築金物―錠―第２部：実用性能項目に対するグレード及び表示方法 | A1541―2 |
| 太陽熱利用システムの屋内性能試験方法 | A1621 |
| 浴槽の性能試験方法 | A1718 |
| 住宅用浴室ユニットの省エネルギー性能の算出方法 | A1719 |
| 窓及びドアの熱性能―熱貫流率の計算―第１部：一般 | A2102―1 |
| 窓及びドアの熱性能―熱貫流率の計算―第２部：フレームの数値計算方法 | A2102―2 |
| 太陽熱温水器 | A4111 |